

## 南九州市告示第8号

南九州市企業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成29年1月12日

南九州市長 塗 木 弘 幸

### 南九州市企業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市企業立地促進補助金交付要綱(平成23年南九州市告示第161号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「100分の30」を「100分の20」に改め、同項第2号中「操業開始」の前に「工場等の新設、増設又は移転に係る」を、「100分の10」の次に「(増設をする場合においては100分の5)」を、「額で、2,000万円」の次に「(増設をする場合においては1,000万円)」を加え、同号ただし書中「100分の15」の次に「(増設をする場合においては100分の7.5)」を加え、「額で2,000万円」を「額で、2,000万円(増設をする場合においては1,000万円)」に改め、同項第3号中「30万円」を「50万円」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。